

豊田市農山村等定住奨励金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、農山村地域等の定住者を増やし、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図ることを目的とし、地域活動への参加を前提に農山村地域等に定住する者に対して、住宅取得に要する経費の一部を交付する豊田市農山村等定住奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）農山村地域等 豊田市のうち、別表第1に掲げる地域をいう。
- （2）住宅 人が日常生活を営むことを目的とした建築物で、玄関、居住スペース、浴室、便所及び台所が設置されているものをいう。
- （3）新築 更地に新たに住宅を建築することをいう。
- （4）増築 既存住宅に離れや新しく建物を付け加えて建築することをいう。
- （5）建替え 既存住宅の全部又は一部を取り壊し、住宅を建築することをいう。
- （6）基準日 住宅の新築、増築又は建替えにあつては工事等の請負契約の締結日を、住宅の購入にあつては売買契約の締結日をいう。

（奨励金の交付対象者）

第3条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「奨励金対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1）農山村地域等に定住するために住宅を取得し、自治区などの地域活動に参加する意思があること。
 - （2）取得した住宅に居住し、住民票を異動すること。ただし、基準日前に異動しているときは、基準日から起算して1年以内の異動であること。
 - （3）市町村税を滞納していないこと。
 - （4）暴力団員でないもの
 - （5）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの
 - （6）当該建物の住宅取得に伴う登記を行い、所有権を有すること。
 - （7）住宅取得に際して、遵守すべき法令等に違反しないこと。
 - （8）基準日が、この要綱の施行日から平成25年3月31日までの間であること。
 - （9）前各号に掲げる要件のほか、市長が別に定める要件を満たすこと。
- 2 前項第1号から第5号の規定は、奨励金対象者と同居する者にも適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、奨励金の交付対象とならない。
- （1）既に奨励金の交付を受けた者又はその対象となった建物である場合。
 - （2）市が実施する定住支援策等により補助金等の交付を受けた者又は建物で、市長が奨励金を交付することが適当でないことを認めた場合。

(住宅取得)

第4条 前条第1項第1号に規定する「住宅を取得」とは、次の各号に掲げる行為のいずれかをいう。

- (1) 住宅を新築すること。
- (2) 既存住宅の増築又は建替えをすること。ただし、奨励金対象者が婚約中である場合を除き単身者でないこと。
- (3) 住宅を購入すること。

(奨励金の額)

第5条 この要綱に基づき、奨励金対象者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる住宅取得に要する経費のいずれかに10分の1を乗じて得た額（千円単位以下切捨て）以内とする。ただし、100万円を限度とする。

- (1) 住宅を新築する場合の工事費
- (2) 既存住宅の増築又は建替えをする場合の工事費
- (3) 住宅を購入する場合の購入費
- (4) 購入した住宅を居住前に改修する場合の工事費

(奨励金の事前申請)

第6条 奨励金対象者は、基準日の前に豊田市農山村等定住奨励金事前申請書（様式第1号）を別表第2に掲げる該当の図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日前に前項の事前申請を行わなかった者は、事情説明書（様式第2号）を提出し、その事情がやむを得ないものとして市長が認めた場合は、基準日後であっても、事前申請を行うことができる。

(事前審査)

第7条 市長は、前条の規定による事前申請があったときは、速やかに審査し、確認通知書（様式第3号）を送付するものとする。

- 2 前項の確認通知書は、奨励金の交付を約束するものではない。

(事前申請の変更等)

第8条 奨励金対象者は、第6条の規定による事前申請の内容の変更又は取り下げをするときは豊田市農山村等定住奨励金事前申請変更・取下げ届出書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

(奨励金の交付申請)

第9条 奨励金対象者は、住宅取得に伴う登記の日又は住民票を異動した日から3ヶ月以内に豊田市農山村等定住奨励金交付申請書（様式第5号）に別表第3に掲げる該当の図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、住民票の異動が後になる場合は、住宅取得に伴う登記の日から二年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付申請をすることができない。

- (1) 偽りその他不正な手段により事前申請を行なった者
- (2) 事前申請と異なる住宅取得を行なった者
- (3) 事前申請の日から2年以内に奨励金の交付申請をしなかった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき奨励金の交付をすることが適当でないと判断した者

(奨励金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及びその額を確定するものとし、豊田市農山村等定住奨励金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する通知の後、交付決定を受けた者から提出される請求書に基づき、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定又は交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(奨励金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が前条の規定により奨励金の交付を取り消されたときは、既に支払われた奨励金の一部又は全部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求することができる。

2 前項の規定により奨励金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該奨励金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた事前申請に係る奨励金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、改正前の豊田市農山村等定住奨励金交付要綱の規定により受け付けた事前申請について、施行日後に交付申請をする場合は、改正後の豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第9条の規定する該当図書については、なお従前の例による。

附 則

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、改正前の豊田市農山村等定住奨励金交付要綱の規定により受け付けた事前申請について、施行日後に交付申請をする場合は、改正後の豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第9条の規定する該当図書については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた事前申請に係る奨励金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、改正前の豊田市農山村等定住奨励金交付要綱の規定により受け付けた事前申請に係る奨励金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 農山村地域等

1 全地域で農山村地域に含まれる町名	
小原地区	市場町、岩下町、永太郎町、大ケ蔵連町、大坂町、大平町、大洞町、乙ケ林町、小原大倉町 小原北町、小原田代町、小原町、柏ケ洞町、鍛冶屋敷町、上仁木町、苺萱町、川下町、喜佐平町 北大野町、北篠平町、樽俣町、雑敷町、沢田町、下仁木町、李町、川見町、千洗町、寺平町、 東郷町、百月町、荷掛町、西丹波町、西萩平町、西細田町、日面町、平岩町、平畑町、前洞町、 松名町、三ツ久保町、宮代町、築平町、遊屋町
足助地区	安美京町、明川町、足助白山町、足助町、綾渡町、井ノ口町、岩谷町、有洞町、上八木町 漆畑町、大井町、大河原町、大蔵町、大蔵連町、大多賀町、大塚町、国閑町、箆林町、上切山町 上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、北小田町、霧山町、国谷町、桑田和町 桑原田町、五反田町、小町、小手沢町、沢ノ堂町、塩ノ沢町、下国谷町、下佐切町、下平町 白倉町、新盛町、菅生町、摺町、千田町、竜岡町、田振町、玉野町、近岡町、葛沢町、葛町 椿立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、中立町、永野町、西檜尾町、怒田沢町、野林町 則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平沢町 平折町、二夕宮町、細田町、御内町、御蔵町、実栗町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町 四ツ松町、連谷町、月原町
下山地区	阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町 田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、 平瀬町、和合町
旭地区	浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、牛地町、太田町 大坪町、押井町、小滝野町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町 小畑町、榊野町、笹戸町、三分山町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須瀨町、 惣田町、田津原町、坪崎町、時瀬町、東萩平町、榎本町、万町町、万根町、余平町
稲武地区	稲武町、大野瀬町、押山町、小田木町、川手町、黒田町、桑原町、御所貝津町、富永町、中当町 夏焼町、野入町、武節町
矢並小学校区	矢並町、山中町
西広瀬小学校区	枝下町、西広瀬町
東広瀬小学校区	石野町、国附町、小峯町、下室町、力石町、富田町、東広瀬町、押沢町、藤沢町、松嶺町
中金小学校区	城見町、中金町、中切町、野口町、芳友町
上鷹見小学校区	小呂町、上高町、滝見町、千鳥町、寺下町、成合町
滝脇小学校区	滝脇町、林添町、長沢町
豊松小学校区	坂上町、石楠町、豊松町、松平町
その他	桂野町
2 一部の地域が農山村地域に含まれる町名	
東広瀬小学校区	勘八町（長根）
上鷹見小学校区	勘八町（勘八・不動平）

別表第2（第6条関係） 事前申請書に必要となる図書等

提出図書等	新築	建替	増築	購入住宅	
				売買	改修
(1) 世帯全員の住民票 (本籍・続柄等の省略のないもの)	○	○	○	○	○
(2) 位置図 (方位、道路及び目標となる建物等が記載があるもの)	○	○	○	○	○
(3) 着手前の写真 (外観・玄関・居住スペース・浴室・便所及び台所など10枚程度)		○	○		○
(4) 土地及び建物の評価額通知書 ※土地と建物が一括となった売買契約書の場合				○	○
(5) その他、必要に応じて、市長が必要と認める書類 ※事情説明書など					

別表第3（第9条関係） 交付申請書に必要となる図書等

提出図書等	新築	建替	増築	購入住宅	
				売買	改修
(1) 世帯全員の住民票 (本籍・続柄等の省略のないもの)	○	○	○	○	○
(2) 市町村税の納税証明書 (本人及び同居する課税対象者全員)	○	○	○	○	○
(3) 位置図 (方位、道路及び目標となる建物等が記載があるもの)	○	○	○	○	○
(4) 配置図（外構図） (方位、縮尺、寸法、敷地境界、接道の位置及び幅員の記載があるもの。)	○	○	○	○	○
(5) 各階平面図 (方位、縮尺、寸法、間取りの記載があるもの)	○	○	○	○	○
(6) 建築面積・床面積の確認できる図面等 ※配置図や平面図との兼用でも可	○	○	○	○	○
(7) 土地及び建物の登記記載事項証明書 (全部記載事項のもの)	○	○	○	○	○
(8) 公図等（敷地の形状及び面積が確認できるもの） ※配置図との兼用でも可	○	○	○	○	○
(9) 工事契約書の写し (契約金額・契約者の記載された面の写し)	○	○	○		○
(10) 売買契約書の写し (契約金額・契約者の記載された面の写し)				○	○
(11) 領収書等の写し（支払いを確認できるもの）	○	○	○	○	○
(12) 完了後の写真 (外観・玄関・居住スペース・浴室・便所及び台所など10枚程度)	○	○	○	○	○
(13) その他、必要に応じて、市長が必要と認める書類 ※戸籍謄本・土地の賃貸借契約書・建築許可など					

豊田市農山村等定住奨励金事前申請書

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第6条の規定に基づき事前申請します。

(1) 住居取得者の概要

申 込 者	ふりがな							
	氏 名							
	㊟							
	郵便番号 ー							
定 住 す る 家 族	現 住 所（※申請時の住民票に記載された住所）							
	連絡先（ ） ー							
	氏名	続柄	年 齢	職業	氏名	続柄	年 齢	職業
		本人						

(2) 取得する住宅の概要

取得の形態	<input type="checkbox"/> 新 築 <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 増 築 <input type="checkbox"/> 住宅の購入 <input type="checkbox"/> 購入住宅の改修
概算経費	円
契約予定日	平成 年 月 日
完成予定日	平成 年 月 日 ※住宅の購入の場合は引渡予定日
建物の所有権	※住宅取得後に権利者となる方の氏名及び持分
敷地の所在地	※すべての地名地番をお書きください
土地の所有権	※取得後に権利者となる方の氏名及び持分
工事施工者等	会社名 建設業の許可（ ）第 号
	郵便番号 ー
	所在地 連絡先（ ） ー

(注意事項)

(1) この申請書は、基準日（契約日）前に提出してください。

(添付書類)

- (1) 世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されているもの）
- (2) 位置図（住宅地図など。方位、道路及び目標となる建物等が記載があるもの）
- (3) 着手前の写真（建替え、増築の場合のみ）
- (4) 土地及び建物の評価額通知書（土地と建物が一括となった売買契約書の場合）
- (5) その他市長が求めるもの



事前確認事項

事前申請の審査上必要ですので、次の質問にお答えください。

1. この制度は、農山村地域等の定住者を増やし、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図ることを目的としています。
趣旨を理解いただけましたか？ [は い・いいえ]
2. 今回、取得される住宅は、定住を目的としたものですか？ [は い・いいえ]
3. 定住後、地域の活動等に参加する意思はありますか？ [は い・いいえ]
4. 住宅を取得後、住民票を新しい住宅へ異動しますか？ [は い・いいえ]
5. 今回取得する住宅の他に、既に所有する住宅はありますか？ [な い・あ る]
6. 取得する住宅は【玄関、居住スペース、風呂、トイレ、キッチン】がありますか？ . . . [は い・いいえ]
※増築の方は、増築部分に備わっているものに○を付けてください。
7. 市町民税の滞納はありませんか？ [な い・あ る]
※定住する家族で納税義務のある方すべて
8. 暴力団員又は暴力団関係者ではありません [は い・いいえ]
※申込者及び定住する家族のすべてについて
※暴力団員であるか否かの確認のため愛知県警察本部に照会することがあります。

事前申請書の記載内容に偽りがあると、奨励金の交付できない場合や交付後であっても返還の対象となることがあります

記載内容に間違いがなければ、申請者本人が署名・捺印してください。

氏 名 ㊞

その他の確認事項の記載欄 ※市記入欄

確認通知書
（農山村等定住奨励金事前申請）

平成 年 月 日

..... 様

豊 田 市 長

あなたが平成 年 月 日付けで提出された事前申請を審査したところ、豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第3条に規定する要件を満たすことを確認しました。

つきましては、事前申請書に係る住宅取得をされたときは、豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第9条第1項に基づき、交付申請を行ってください。

なお、交付申請書提出時には、下記についてご留意ください。

記

【留意事項】

1. この通知書は、奨励金の交付を約束するものではありません。
2. 事前申請書の記載事項に変更があった場合や取り下げをする場合は、必ず下記まで連絡してください。
3. 交付申請時には「市長が必要と認める書類」として次の書類を併せて提出してください。
 - (1) _____
 - (2) _____
 - (3) 審査上、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。
4. ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

お問合せ：

担 当：

電 話：

豊田市農山村等定住奨励金事前申請 変更・取下げ 届出書

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

平成 年 月 日に、豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第6条の規定により事前申請を
しましたが、下記のとおり届出をします。

記

1. 変更

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

2. 取下げ

取下げの理由

.....

.....

.....

.....

豊田市農山村等定住奨励金交付申請書

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
連絡先 () -

豊田市農山村等定住奨励金の交付を受けたいので、豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

住宅取得金額 (a) ※実際に支払った額を記載してください。	円
$(a) \times 1 / 10$	円
奨励金申請額 ※1万円未満切捨、上限は100万円です。	円

(添付書類)

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 課税者全員の市町村税の完納証明書
- (3) 位置図
- (4) 配置図 (外構図)
- (5) 各階平面図
- (6) 建築面積・床面積の確認できる図面等
- (7) 土地及び建物の登記記載事項証明書
- (8) 公図等
- (9) 工事契約書又は (10) 売買契約書の写し
- (11) 領収書等の写し
- (12) 完了後の写真
- (13) その他、必要に応じて、市長が必要と認める書類書類

様式第6号（第10条関係）

豊田市農山村等定住奨励金交付決定通知書兼額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

（申請者） 様

豊田市長



平成 年 月 日付けで交付申請のありました豊田市農山村等定住奨励金については、豊田市農山村等定住奨励金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せて交付額の確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確定額 金 円